

# 高等教育の修学支援新制度

文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」は、住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料等の減免と併せて給付型奨学金が支給される制度です。制度の利用を希望する方は4月初旬に大学 Web サイトにて手続き方法をお知らせしますので、そちらをご確認ください。なお、秋学期からの申請についても9月以降、実施予定です。

授業料等の減免		※入学金減免は2021年度 新入生・編入生のみ対象です。			
減免額（年額） ※減免区分に応じて決定	授業料減免額（年額）		入学金減免額		
	区分1	700,000円	区分1	200,000円	
	区分2	466,700円	区分2	133,400円	
	区分3	233,400円	区分3	66,700円	
適用期間	最短修業年限内				

給付型奨学金					
給付額（月額） ※減免区分に応じて決定	自宅通学（月額）		自宅外通学（月額）		
	区分1	38,300円	区分1	75,800円	
	区分2	25,600円	区分2	50,600円	
	区分3	12,800円	区分3	25,300円	
適用期間	最短修業年限内				

◆申請資格について ... 以下の①学力基準、②家計基準、③資産基準の全てを満たしていることが必要です。

## ①学力基準

学年	対象となる成績	基準
1年次生	高校成績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評定平均値 3.5 以上であること ※1</li> <li>もしくは</li> <li>●学修計画書にて学習意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</li> </ul>
上級生	大学成績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各学年学科で GPA が上位 2 分の 1 以上であること</li> <li>もしくは</li> <li>●取得単位数が標準取得単位数以上であり、かつ学修計画書にて学習意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ※2</li> </ul>

※1. 1年次生は、成績の基準に満たなくても、機構が定める特例により推薦可能な場合があります。

※2. 標準取得単位数 = 卒業に必要な単位数 ÷ 修業年限（原則4年）× 申請者の在籍年数

②家計基準 ※世帯年収の上限額の目安となります。

【給与所得者の世帯（年間の給与収入金額）】

世帯人数	想定する世帯構成	区分1	区分2	区分3
2人	本人、母	2,290,000円	3,320,000円	4,020,000円
3人	本人、母、高校生	2,890,000円	3,910,000円	4,570,000円
4人	本人、親A、親B（無収入）、高校生	2,950,000円	3,950,000円	4,610,000円

※日本学生支援機構ホームページの「進学資金シミュレーター」で、ご自身の世帯が家計基準に該当するか、おおよその確認ができますので、ご利用ください。 <https://shogakukin-simulator.iasso.go.jp/>

## ③資産基準

申請者と生計維持者（※）の資産額の合計が 2,000 万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること。

※生計維持者は父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（預貯金、有価証券等の合計額を指し、土地等の不動産は含みません）。

※手続きの詳細については募集要項で確認してください。（4月初旬に学生部 Web サイトに掲載予定）